持込ニュース２３ No.59

＊本紙は持込事業者の皆さまにお届けしています＊

令和7年７月25日発行
東京二十三区清掃一部事務組合
施設管理部 管理課
Clean Authority of TOKYO

大きなごみにご注意ください！

清掃工場の安全で安定した運営を維持するために、私たちの清掃工場では、**一辺又は対角線の長さが 50cm を超える廃棄物（長尺物）の持込みを禁止しています。**これらの長尺物が持ち込まれると**焼却設備の詰りの原因**になり、焼却炉を停止して取り除かなければならず、その結果、皆様の搬入にご不便をおかけしてしまいます。

積込み時には**廃棄物のサイズ**にご注意いただき、基準を超える長尺物が排出されていた場合は、清掃工場へは持ち込まないようお願いします。

一辺 又は 対角線の長さが 50cm 超のため搬入不可

受入基準などを研修資料としてもご活用ください

清掃一組のホームページでは、持込事業者の皆様のお役に立つ情報をたくさん紹介しています。「各処理施設の受入基準」や「持込みに関する要綱」等の規定だけでなく、過去の「持込ニュース 23」も掲載していますので、ぜひ、社内での勉強会や研修等でご活用ください。

社内での勉強会・研修などに
清掃一組の資料を活用いただいた際は、
ぜひ活用の様子をお知らせください。
当ニュースなどで良い取組事例として
ご紹介させていただきます。

<こちらからもどうぞ>

＜問合せ先＞
施設管理部 管理課 搬入指導係
電話：03-6238-0731

継続持込管理システムの利用・メールアドレスの管理について

継続持込管理システムは、搬入計画の変更要望送信や搬入先変更情報の閲覧などが行える、継続持込事業者専用のシステムです。また、メールアドレスの登録により、搬入先変更、継続持込承認更新申請、事業者様が搬入している各工場・中防処理施設の交通規制などのお知らせを、メールで受け取ることができます。

そのような中で、最近、お知らせのメール送信後、場合によっては当組合から電話連絡をしていますが、「送信してもらっているメールアドレスは使用していない」「(本来お知らせを確認すべき方が)メールを見ていない」などの返答を受けます。そのため、今一度次の内容を確認いただき、ご対応くださいますようお願いいたします。

システムログイン方法　以下３つの方法のいずれかでアクセスできます。

①URL https://seisou-23.tokyo/henkou/　を入力し、アクセス

②清掃一組ホームページ＞持込業者様へ＞継続持込管理システム（右下図）からアクセス

③右の二次元コードを読み取り、アクセス

メールアドレス登録・変更・削除方法

①システムログイン後、「メールアドレス登録、変更、削除」メニューを開く。

②登録の場合

メールアドレスを入力し、登録ボタンをクリックすると入力されたメールアドレスに、本登録確認メールが送信される。送信されたメールに記載された本登録用のＵＲＬをクリックすると本登録完了となる（24時間以内に本登録が完了しなかった場合、登録は無効となりますのでご注意ください！）

③変更の場合

既に登録しているメールアドレスを、新しいメールアドレスに入力し直し、登録ボタンをクリックする。以降は②と同様の手順。

④削除の場合

停止したいアドレスの右側にある「削除」ボタンをクリックする。

発行：東京二十三区清掃一部事務組合
施設管理部管理課　搬入承認・手数料係
〒102-0072
東京都千代田区飯田橋三丁目５番１号　東京区政会館 13 階
TEL　03（6238）0829　FAX　03（6238）0740

印刷物登録
令和７年度 第３２号